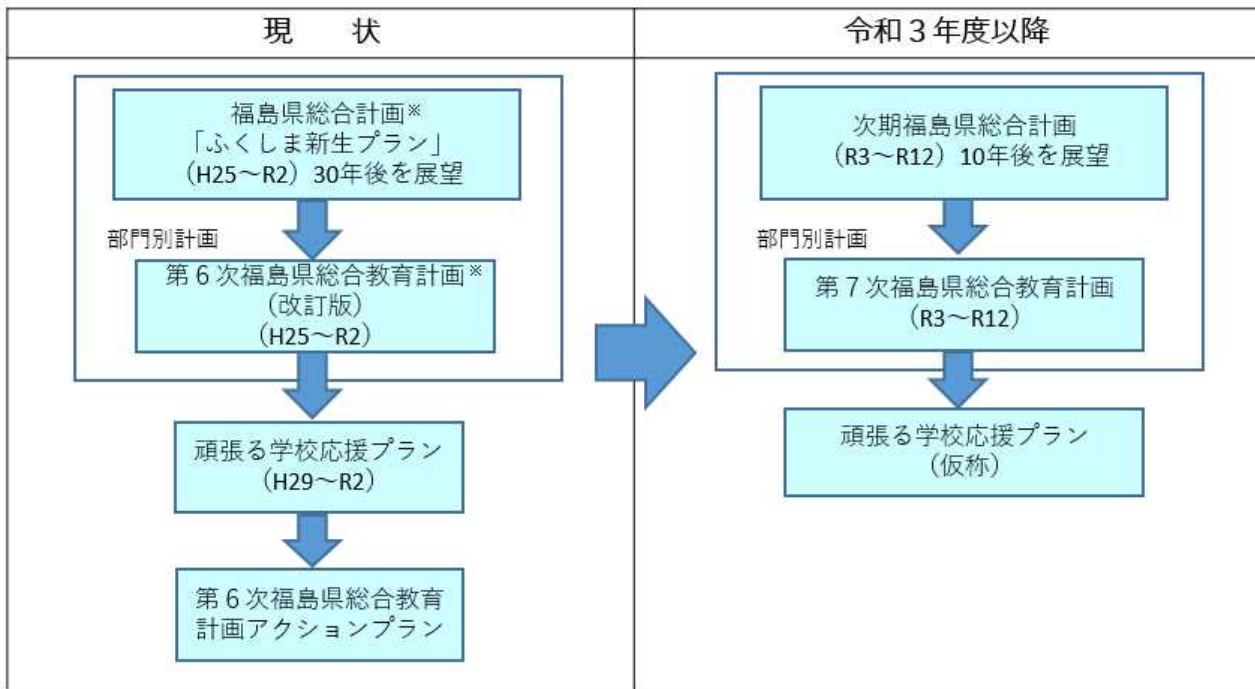


第7次福島県総合教育計画の策定について

1. 福島県総合教育計画と他の計画との関係について



※ 当初は平成22年度から26年度の5年間の計画として策定されたが、平成24年度に改定し、現行の計画が策定された。

○「教育大綱」

地方行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長（知事）が総合教育会議において協議して定める教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱（福島県では「福島県総合計画」）。

○「教育振興基本計画」

教育基本法 17 条第2項に基づき定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（福島県では「福島県総合教育計画」）。

2. 第7次福島県総合教育計画策定スケジュール

	令和元年度	令和2年度		
	2月	夏	秋	1～2月
総合教育会議	令和元年度第2回	→		→
策定懇談会		→		
策定内容	現状の課題について	→		
	計画の構成・目指すべき教育の姿		→	
	施策の検討		→	
		中間整理	パブリックコメント	修正案検討
				最終報告

※ 公聴会、高校生のワークショップも開催を検討

